

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標13 新車販売に占める次世代自動車の割合
	政策の達成目標	次世代自動車を普及・促進することによって、大気汚染の改善、地球温暖化防止を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	○水素ステーションについては、2025年度までに320か所の整備を目標とする。（「水素基本戦略」（平成29年12月26日決定））
政策目標の達成状況	○水素ステーションは令和2年6月末で157基設置されている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	○令和3年度：水素充填設備：32基 ○令和4年度：水素充填設備：32基 ※事業者、業界団体等へのヒアリング結果等から試算。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	燃料等供給設備の設置者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、設置数の拡大によるインフラの整備、これに伴う燃料電池自動車の普及を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	維持費用を軽減する本特例措置により、燃料等供給設備の普及促進が図られる。燃料等供給設備の初期費用に対しても、他省庁等による補助事業が実施されているが、燃料等供給設備は次世代自動車の普及促進に不可欠なインフラであるため、複合的な政策的支援が必要である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>燃料等供給設備数は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(27年度)</th> <th>(28年度)</th> <th>(29年度)</th> <th>(30年度)</th> <th>(令和元年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13箇所</td> <td>45箇所</td> <td>68箇所</td> <td>68箇所</td> <td>42箇所</td> </tr> <tr> <td>101,368千円</td> <td>1,094,682千円</td> <td>6,178,186千円</td> <td>5,936,456千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(27年度)	(28年度)	(29年度)	(30年度)	(令和元年度)	13箇所	45箇所	68箇所	68箇所	42箇所	101,368千円	1,094,682千円	6,178,186千円	5,936,456千円	
(27年度)	(28年度)	(29年度)	(30年度)	(令和元年度)												
13箇所	45箇所	68箇所	68箇所	42箇所												
101,368千円	1,094,682千円	6,178,186千円	5,936,456千円													
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>適用実績：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(27年度)</th> <th>(28年度)</th> <th>(29年度)</th> <th>(30年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>101,368千円</td> <td>1,094,682千円</td> <td>6,178,186千円</td> <td>5,936,456千円</td> </tr> </tbody> </table>	(27年度)	(28年度)	(29年度)	(30年度)	101,368千円	1,094,682千円	6,178,186千円	5,936,456千円							
(27年度)	(28年度)	(29年度)	(30年度)													
101,368千円	1,094,682千円	6,178,186千円	5,936,456千円													
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>燃料等供給設備の設置者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、設置数の拡大によるインフラの整備、これに伴う燃料電池自動車の普及を図ることができる。</p>															
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○「未来投資戦略」：新車販売に占める次世代自動車の割合を、2030年までに5割から7割（※）とするとともに、次世代自動車普及促進のため、効率的なインフラ整備等を進めることを目標。</p> <p>（※）令和元年度における新車販売（乗用車）に占める次世代自動車の割合は38.9%となっている。</p>															
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○2018年度の温室効果ガスの排出量のうち、運輸部門の排出量は、2018年度で2億1,000万トンであり、2005年度の温室効果ガス排出量と比較し13.8%減となっている。（「2018年度（平成30年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」環境省地球環境局）</p> <p>○新車販売（乗用車）に占める次世代自動車の割合は、令和元年度で38.9%（軽自動車と登録車を合わせた割合）。</p>															
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成9年度 創設</p> <p>平成11年度 延長</p> <p>平成13年度 延長</p> <p>平成15年度 拡充及び延長</p> <p>平成17年度 延長</p> <p>平成19年度 延長</p> <p>平成21年度 拡充及び延長（充電設備の取得価額要件を2,000万円以上⇒300万円以上に引き下げ）</p> <p>平成23年度 電気充電設備を対象から除外</p> <p>平成25年度 延長（水素充填設備の取得価額要件を2,000万円以上⇒1億5,000万円以上に引き上げ）</p> <p>平成27年度 延長（天然ガス充填設備の取得価額要件を2,000万円以上⇒4,000万円以上に引き上げ）</p> <p>平成29年度 延長（政府補助を受けて取得した設備に限定する）</p> <p>平成31年度 延長（天然ガス充填設備を対象から除外、水素充填設備の課税標準を2/3から3/4に変更）</p>															